

# 《用語説明》

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
<b>あ行</b>			
9	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
30	アンテナショップ「麦わら帽子」	あんでなしょっぷむぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
20	いきいきサロン	いきいきさろん	おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム(2時間程度)を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28(2016)年7月事業開始。
23,25,30	「生きる力」	いきるちから	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力のことを指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
15,21,24	医療的ケア児	いりょうてきけあじ	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。
20	医療連携訓練	いりょうれんけいくんれん	総合防災訓練の一環として実施している災害時の医療連携訓練のこと。市内で指定されている3カ所の災害拠点(連携)病院の周辺に緊急医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ・手当・搬送・情報伝達等を行う訓練。災害時は武蔵野市五師会の各医療関係者等が自身の診療所等を閉院して参集し、医療活動に従事する。
25	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶきょういくしすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
31	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
29,34	雨水浸透施設	うすいしんとうしせつ	浸透ます、浸透トレンチ等、雨水を地中に浸み込ませることにより、雨水が川や水路に流出するのを抑制する施設。
9	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用されている。
17	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと(ちょうきてきせんにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理・ICTの4分野。一般事務職の主任(在職10年以上・主任在位3年以上)・係長・課長補佐級が対象。
9	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人々が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
34	エネルギー地産地消	えねるぎーちさんちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。

頁	用語	ふりがな	説明
<b>か行</b>			
39	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
15	介護職・看護職Reスタート支援金	かいごしょく・かんごしょくりすたーとしえんきん	介護職等の人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設等に就職した方に対し、支援金を支給する。
20	かかりつけ医	かかりつけい	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。かかりつけ医をもつことで、一般的に、日頃の健康状態を知ってもらえる、症状に応じた専門家の紹介がスムーズ、病気の予防や早期発見・早期治療にもつながる等のメリットがある。
8	家計急変者	かけいきゆうへんしゃ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4(2022)年1月以降の家計が急変し、令和4(2022)年度分の住民税均等割非課税相当の事情にあると認められる方。
26	学校運営協議会機能	がっこううんえいきょうぎかいきのう	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関を有する機能。平成29(2017)年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるすることができる
25	学校図書館サポーター	がっこうとしょかんさぽーたー	本市が小中学校に配置している非常勤職員で、学校図書館の環境整備や子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。
25	家庭と子どもの支援員	かていとこどものしえんいん	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に、地域や学校の実態に即した対応を推進することを目的とした東京都の「学校と家庭の連携推進事業」に基づき、本市では主に不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人事や大学生等のボランティアが登校支援、保健室での話し相手や個別学習の支援等を行っている。
35	カーボン・オフセット	かーぼん・おふせつと	日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。
35	カーボン・ニュートラル	かーぼん・にゅーとらる	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて実質的にゼロにすることを意味する。
16,34	気候市民会議	きこうしみんかいぎ	無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。本市では、気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえた上で、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取り組みについて市民目線で話し合いを行った。
40	吉祥寺グランドデザイン	きちじょうじぐらんどでざいん	吉祥寺の中長期を展望し、行政のみならず、市民やNPO、地元商業者等、まちづくりに係る多様な主体による取り組みの共通指針として策定したまちづくりの方針。令和2(2020)年4月改定。
15,25	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会が設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設している。なお、日本語指導などを行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
29	緊急輸送道路沿道建築物	きんきゆうゆそうどうろえんどうけんちくぶつ	新耐震基準(昭和56(1981)年6月1日施行)導入以前に建築されたもので、緊急輸送道路に接するもののうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物のこと。なお、緊急輸送道路とは、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のこと。本市では、井ノ頭通り、三鷹通り、中央通り(一部)、五日市街道(一部)が該当している。

頁	用語	ふりがな	説明
34	グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取組みや考え方。本市の取組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
35	クレジット	くれじっと	カーボン・オフセットに使われるクレジットを指す。再生可能エネルギー(太陽光発電や風力・水力発電など)の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化し取引可能な形態にしたもの。
29	刑法犯認知件数	けいほうはんになちけんすう	警察において発生を認知した刑法犯の数のこと。
6,15,19	健康寿命	けんこうじゅみょう	健康寿命とは、健康の3要素(身体・精神・社会)が制限されることなく健康な状態で生活することが期待される平均期間を表す指標。現在、本市では、「東京都保健所長会方式」に基づき、「65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表す」としている。
21	権利擁護	けんりようご	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者・身体障害者や、判断能力が不十分な人(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
34	公共施設環境配慮指針	こうきょうしせつかんきょうはいりよしん	「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、今後、改築などが予定されている市の公共施設が達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等に関する基準を定めた指針のこと。
12	公債費	こうさいひ	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
22	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業)等を実施している。
16,30	(公財)武蔵野文化生涯学習事業団	(こうざい)むさしのぶんかしょうがいがくしゅうじぎょうだん	市の指定管理者として芸術文化・スポーツ・生涯学習施設の管理運営を行っている。「(公財)武蔵野文化事業団」と「(公財)武蔵野生涯学習振興事業団」が令和4(2022)年4月1日に合併し、新たに「(公財)武蔵野文化生涯学習事業団」となった。
20	合理的配慮	ごうりてきはいりよ	障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが求められている。合理的配慮は、障害者差別解消法に定められた社会的障壁を除くための取組みであるが、施行当初は行政機関等のみ義務化されており、事業者については努力義務であった。同法律は令和3(2021)年5月に改正され、今後は事業者においても合理的配慮の提供は義務化される(改正後の法律は、公布日(令和3(2021)年6月4日)から起算して3年以内に施行)。
25	交流共同学習支援員	こうりゅうきょうどうがくしゅうしえんいん	通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進するため、特別支援学級の設置校に支援員を配置している。
20	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
15	子育て世代包括支援センター	こそだてせたいほうかつしえんせんたー	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制・サポートの総称。ワンストップ相談窓口において妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行うとともに、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、関係機関との調整やネットワーク構築等も行う。本市においては、令和3(2021)年度より、健康課母子保健係、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5カ所の連携により実施している。

頁	用語	ふりがな	説明
23	こども家庭センター	こどもかていせんたー	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う体制。令和6(2024)年4月施行の改正児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」及び「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立意義や機能を維持した上で、一体的な組織として設置することが、市町村の努力義務となる。センターでは、責任者であるセンター長をトップとした指揮命令系統を確立し、児童福祉、母子保健の両分野の専門職が一体的に支援を行うことが求められる。
16,29	コミュニティ構想	こみゆにていこうそう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
16,31	CO+LAB MUSASHINO	こらぼむさしの	令和4(2022)年度より試行実施している産業連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会制で運営されている。

## さ行

12,42, 43,44	財政援助出資団体	ざいせいえんじよしゅつしだんたい	本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 <b>■出資団体(9団体)</b> 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団(※) 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が令和4(2022)年4月に合併。 <b>■援助団体(5団体)</b> 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
12	財政力指数	ざいせいりよくしすう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。
22	在宅介護・地域包括支援センター	ざいたくかいご・ちいきほうかつしえんせんたー	主に、在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計6カ所設置。これら6在宅介護・地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市的な視点から、6カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。
15,26	市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、または教員の指示の下で授業を行う。
17,43	市政アンケート	しせいあんけーと	市政に関する市民ニーズの経年的変化を把握し、計画的な行財政運営の資料とするため、市内全世帯を対象に実施しているアンケート。令和元(2019)年度までは毎年実施。以降は市民意識調査と交互に隔年で実施している。
1,4, 17,42	自治基本条例	じちきほんじょうれい	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取り組み等、市政運営のルールを明文化した。
42,43	シティプロモーション	していぷろもーしょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。

頁	用語	ふりがな	説明
15	児童発達支援センター	じどうはつたつしえんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児(者)に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中枢を担う施設。 武蔵野市立みどりのこども館で実施している「地域療育相談室ハビット」と「こども発達支援室ウイズ」は、令和2(2020)年4月より、「相談部ハビット」と「通園部ウイズ」として一体化し、市内初の児童発達支援センターとして事業を開始した。
20	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
30,37	シビックプライド	しびっくぷらいど	まちや地域に対して、市民が抱く愛着や誇りのこと。近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
3, 17,43	市民意識調査	しみんいしきちやうさ	長期計画・調整計画の策定に先立ち、市民の市政に対する考えをうかがうことで、現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的とした調査。無作為抽出による18歳以上の市民を対象に郵送とWEB回収を併用して実施。令和2(2020)年度より、市政アンケートと交互に隔年で実施している。
43	市民ファシリテーター	しみんふあしりてーたー	市民同士の活発な議論・対話を進めるため、市民ワークショップにおける全体の進行役及び各グループの進行役を務めた市民。「地域をつなぐコーディネート力」の養成を目的として実施されていた武蔵野市の事業「コミュニティ未来塾むさしの」の修了生やオンラインワークショップ講座の修了生等が、研修を経て参加した。
22	社会福祉士	しゃかいふくしし	「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。
22	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきやうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。
29	受援計画	じゅえんけいかく	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指し、事前に手順やルール、体制等を定めておく計画のこと。
20	障害者差別解消法	しょうがいしやさべつかいしょうほう	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
22,24	人材育成基本方針	じんざいいくせいきほんほうしん	長期的かつ総合的な観点で職員的能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針のこと。地方公共団体に策定がもとめられており、本市では第五期長期計画に基づき、平成24(2012)年に策定し、平成28(2016)年、令和2(2020)年に改訂を行っている。
9,30	人生100年時代	じんせいひやくねんじだい	長寿命化により、100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。 平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
16,35	森林環境譲与税	しんりんかんきやうじやうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。 同時に創設される国税の森林環境税(市町村が個人住民税から賦課徴収)が財源となる。
8,18,21	生活困窮者	せいかつこんきゆうしゃ	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

頁	用語	ふりがな	説明
27,28	性自認	せいじにん	自らの性別に関する認識のこと。
27,28	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向のこと。
21	成年後見制度	せいねんこうけんせいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
16,34	ゼロカーボンシティ	ぜろかーぼんし てい	「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。本市においては、令和3(2021)年2月24日に、市長が施政方針演説の中で「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した。
9	全世代型社会保障	ぜんせだいがた しゃかいほしょう	「全世代型社会保障」とは、全ての世代にとって安心できる社会保障である。年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。
<b>た行</b>			
45	ダイバーシティ	だいばーしてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に生かす取り組み・考え方のこと。
21	ダブルケア、トリプルケア	だぶるけあ、とり ぶるけあ	晩婚化や晩産化を背景に、子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児を担うこと。
16,28	多文化共生	たぶんかきょう せい	多文化共生とは、国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を図るために、令和4年度に「武蔵野市多文化共生推進プラン」を策定する。
21	地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定される支援施設。障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他のサービスを提供する施設。 本市では、障害の特性に応じた市内3カ所の施設を地域活動支援センターとして運営しているが、国が定める基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業、相談支援事業等を実施することで機能強化を図っている。
19,20, 21,22	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。この地域共生社会は本市が進めてきた地域リハビリテーションの理念との共通点がみられるため、本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
36,38,39	地域公共交通	ちいきこうきょう こうつう	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
24	地域子ども館事業	ちいきこどもかん じぎょう	小学生の放課後等(早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中)を充実させる施策。地域の小学生が学校内の教室や校庭、図書室を安全な居場所として好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる自由来所型の施設であるあそべえと、保護者の就労や疾病などにより放課後に適切な監護が受けられない児童が、放課後の過ごし方を身につけるための施設であるこどもクラブ(学童クラブ)からなる。

頁	用語	ふりがな	説明
29	地域社協(福祉の会)	ちいきしやきょう(ふくしのかい)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざいとうときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」。
15,22	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかつけあじんざいいくせいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。運営は(公財)武蔵野市福祉公社に委託し、平成30(2018)年12月に開設した。
17,38	長期包括契約方式	ちょうきほうかつけいやくほうしき	単年度で個別に契約していた業務等について、複数業務等を一括して複数年契約する方式のこと。
8,9,44,45	DX	でいーえつくす	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。
15	デイサービスセンター	でいさーびすせんたー	日帰りで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うデイサービス(通所介護)を提供する施設。利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、並びに利用者の家族負担の軽減を図る。
45	定年延長制度	ていねんえんちようせいど	令和3(2021)年6月に成立・公布された地方公務員法の一部改正(令和5(2023)年4月施行)により、令和5(2023)年度から段階的に地方公務員の定年を現行の60歳から65歳まで引き上げるもの。
25	デジタル・シティズンシップ教育	でじたる・していずんしつぷきょういく	ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能を身に付けること」を目指した取組。市として態度的側面についてICTを活用する際の課題やその理由を考え、正しい行動に向かう態度等、知識的側面についてデジタル社会における法の理解等、技能的側面についてICTを活用した課題解決能力等、と整理した。
20	テンミリオンハウス	てんみりおんはうす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組みに対し、市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7カ所開設されている。
13,14,44	投資的経費	とうしてきけいひ	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。
38	都営水道一元化	とえいすいどういちげんか	水道事業を都が一元的に経営すること。本市は単独で経営しているため、将来にわたり安定的な水道事業を図っていく必要があるという考えから、都営水道との一元化を目指し、都と具体的な課題整理を進めている取組み。
43	都市公園	としこうえん	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
<b>な行</b>			
44	内部統制	ないぶとうせい	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
31	農福連携	のうふくれんけい	農業と福祉との連携のこと。障害者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みを始め、様々な効果が期待される。
<b>は行</b>			
16,28	パートナーシップ制度	ぱーとなーしつぷせいど	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度。パートナーシップの届出を市長が受理し、受理したことを証する書面(パートナーシップ届受理証)を交付する。届出は、同性同士、異性同士にかかわらず行うことができる。
9,15,24	8050問題	はちまるごーまるもんだい	ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。

頁	用語	ふりがな	説明
21	伴走型の支援	ばんそうがたのしえん	寄り添いながら継続的に関わり、つながり続ける支援。
20	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
43	PPPガイドライン	ぴーぴーぴーがいでらいん	PPP(公民連携:Public Private Partnership)に関する市の基本的な考え方を定めるほか、事業手法を検討する際のプロセス並びに事業過程における市民及び議会との関わり方等を示したガイドライン。平成30(2018)年3月に策定。
15,20	ひきこもり	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。
31	肥培管理	ひばいかんり	農作物の栽培に必要な農地を整備するための行為(例:整地、播種、施肥、排水、除草など)
26	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全ての市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から構成され、年4回程度、校長の招集により開催。
12	扶助費	ふじょひ	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
39,40	附置義務自転車駐車場	ふちぎむじてんしゃちゆうしゃじょう	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
31	ふるさと応援寄附	ふるさとおうえんきふ	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元(2019)年10月1日から武蔵野市が独自に実施するもの。
8,15,19	フレイル	ふれいる	加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
15	放課後等デイサービス	ほうかごとうでいさーびす	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定される障害児通所支援サービス。就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。
41	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。この討議要綱では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
<b>ま行</b>			
31	マイクロツーリズム	まいくろつーりずむ	海外や遠方への移動を伴わない、近隣地域内での観光形態。コロナ禍以降の観光スタイルとしても注目され、令和4年版国土交通省観光白書では全国的な進展が認められている。



頁	用語	ふりがな	説明
17,37,41	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえききたぐちまちづくりビジョン	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取り組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
16,33	むさしのエコレポート	むさしのえこりぞーと	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2(2020)年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
15	むさしのクレスコーレ	むさしのくれすこーれ	武蔵野市教育委員会がNPO法人に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した学校に行かない・行けない中学生が自由に過ごせる居場所・学びの場。
19	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)	むさしのしちいきいりょうこうそう(びじょん)	高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもの。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方と課題解決を図るための今後の方向性を示している。平成29(2017)年5月策定。
39	武蔵野市地域公共交通活性化協議会	むさしのしちいきこうきょうこうつうかっせいかきょうぎかい	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通の作成及び実施に係る協議を行うため、並びに道路運送法に基づき、武蔵野市内の各地域の実情に即した旅客運送を実現するために設置された法定協議会。
28	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会	むさしのしひかくとしせんげんへいわじぎょうじつこういいんかい	平成19(2007)年度に非核都市宣言25周年を迎えたことを機に、市民や学生、平和団体などで構成される組織として設置され、市と共催で平和パネル展、講演会、映画上映会などの事業を行っている。
25	武蔵野市民科	むさしのしみんか	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シチズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。各学校で単元指導計画を作成し、令和3(2021)年度から本格実施している。
25	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼりーじぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
30	武蔵野地域五大学	むさしのちいきごたいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資源を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を行っている。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
30	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさとれきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持つ施設。博物連携事業に取組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
30	武蔵野プレイス	むさしのぷれいす	武蔵野のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
<b>や行</b>			
9,24	ヤングケアラー	やんぐけあらー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
<b>ら行</b>			
25	ラーニングcommons	らーにんぐこもんず	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館、パソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。

頁	用語	ふりがな	説明
39	リフトタクシーつながり	りふとたくしーつながり	身体の不自由な方や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
35	緑被率	りよくひりつ	一定の区域に占める緑被地の面積割合。本市では、都の「緑被率標準調査マニュアル」に準拠して調査し、樹木地、草地、農地などを緑被地として、航空写真により測定している。
16,31	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた精神的・物理的遺産を意味するが、この討議要綱においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。
20,39	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
<b>わ行</b>			
42,44,45	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切にし、自己啓発への取組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。